

というのは働き方改革と同じで、経費というか、例えば今6名職員がいたら、3人やれるような、デジタル化して、そういったことをやっていくのにお金を使っていくことは当然していきなさいいけないんですけど、その辺についてもちょっと説明していただけませんか。

(回答)須田会長

デジタル化というのも結構費用が掛かるのですが、やっていく予定ではありません。今のその余剰金って指摘されている財産に関しては、対応を今年度中に取らざるを得なかったのが、早急にやりました。ただ、今後そういうものは増えていくと思いますし、計画を持って最初からそれを作っておけば良いのだと思います。ただデジタル化につきましてはいろいろ今後とも検討していかなくてはいけないことで、今のクラウドサーバーはとりあえず確保しましたけれども、今後、クラウド化にすべきだと私は思っています。そのときに初めて当協会の存在価値が出てくると思っています。そういう方向性を持ってやっていきたいと思っています。

(質疑)船橋支部:星野正行

先ほど遊休財産の処分について、理事会でいろいろと検討して頂いて、どういう方向性が良いかということで進めていくことは構わないと思うのですが、最後は、やっぱり総会というこの定時総会というがありますので、詳細の内容についてご提示頂いて、会員の皆様には是非、説明をして進めて頂きたい。

(質疑)千葉支部:藤平一義

平成29年(ワ)第2558号事件に関して、井上監事の所見を頂きたいと存じます。

(回答)井上監事より所見が語られました。

(質疑)千葉支部:藤平一義

事務所協会令和3年度決算に関して、石橋監事の所見を頂きたいと存じます。

(回答)石橋監事より所見が語られました。

(質疑)船橋支部:高木憲一

総務委員長へ、質問書の下記備考欄に令和4年5月18日(水)17時迄に到着したものが有効と書かれていますが、これ以降は無効で取り上げないという意味でしょうか。同じく、当日の質問も受け付けないという意味でしょうか。

(回答)井桁副会長

定款がございます。その中の総会細則第5条3項というのがございまして「質問書は、様式3として定める用紙を使用し、総会開催日の1週間前までに事務局に到着すること。」このように書かれた文面がありますので、これに従ってこれを根拠にやらせていただいたと。こういうわけでございます。何分にしても質疑はどのような形でも受け付ける対応で望みたいと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。

(質疑)船橋支部:高木憲一

総務委員長へ総会の議事録及び質問に対する回答を、会員へ通知しないのは何故ですか。

(回答)栗本総務委員長

現時点では総会の議事録につきましては、ホームページの方に全てを掲載しておりますので、そちらをご覧ください。また「かすがい」の方には、一部抜粋したものを掲載しております。この後の理事会の承認を得てからの掲載となることをご了承下さい。

(質疑)船橋支部:高木憲一

財務委員長へ6月2日、証人尋問に外部監事竹内氏が出席されています。日当交通費は出金されていますか。同じく井上監事は出金さ

れていますか。その他に井上監事が裁判に係わった業務に関して、同費用は出金されていますか。3月31日、監事2名が議事録に押印されています。何の議事録ですか。又その他の業務は何かあったのでしょうか。

(回答)佐久間会計理事

6月2日の外部監事、竹内氏に対しては、日当と交通費が支給されています。井上監事に関しましては、交通費のみが支給されています。3月31日の件に関しましては、村上事務局長より説明します。

(回答)村上事務局長

3月31日の監事2名の議事録押印についてですが、2月17日の理事会、この議事録の署名、押印です。3月31日になった理由でございしますが、令和4年度の事業計画の承認をしたということで、これについて、3月31日までに公益等認定審査会に提出しており、ぎりぎりの3月31日に議事録が上がりました。そして、両監事に事務所に来て頂き、署名、捺印を頂きました。今後はもっと早く、議事録を作成して、ぎりぎりにならない対応をしていきたいと思っています。

(質疑)船橋支部:高木憲一

総務委員長へ議案書表紙、令和4年度となっておりますが、令和3年度ではありませんか。表記間違いと思います。

(回答)栗本総務委員長

記載につきましては、今までの定時総会の議案書を踏襲しておりまして、このような書き方としております。また、次年度以降、その様な表記を分かりやすくするかどうかというのは、今後の課題としたいと考えております。

(質疑)船橋支部:高木憲一

監事が他の委員会業務をされています。私の考えとして、監事の独立性から協会業務はしてはいけないと思います。

(回答)須田会長

前回の総会で高木さんから、その後山武支部の内田理事からも昨年の10月の理事会にご意見が出ました。6月の時点で、政策法務課に行きまして、別に問題ないという答えを頂きました。今のところ定款等で監事が委員会の活動等をしてはいけない。そういうことを決めない限りは、今のままかなと思っています。

(質疑)船橋支部:高木憲一

私は違う考えを持っています。つまり監事はやはり独立性が必要である。つまり監事は他の委員会、極端ですが、理事であっても他の委員であっても監事が兼ねているのであれば、何も指摘が出来ない。

(質疑)千葉支部:家永けい子

委員会が沢山あります。倫理委員会3回開催されていますが、内容の報告が全くありません。何が話し合われたのでしょうか。同様に近未来施策研究特別委員会5回、コンプライアンス等委員会3回、遊休財産活用特別委員会4回は内容の記載がありませんが、何が話し合われたのでしょうか。討議内容をお聞きしたいと思います。

(回答)須田会長

倫理委員会とコンプライアンス委員会に関しましては、個人情報がかかり含まれているので、オープンにはしていません。それと、遊休財産は先ほどいろいろお話しさせて頂いたところで、遊休財産の委員会は、これで終わっています。またそういうものが発生すれば特別委員会として立ち上げていくと思います。近未来で、委員会の合併等と考えていきたいと思っています。ただ単に分散して委員会が多くなっているだけというのが一番良くないと思いますので、参考させていただきます。